

MAY 17 1935

大臣

昭和十年五月十六日  
經濟情報第六號

白耳義ノ爲替管理、平價切下及金約款  
廢棄ニ付テ

(エコノミスト及ホート・オブ・トレード  
ジャーナルニ據ル)

大藏省外國爲替管理部

本經濟情報ハ外國爲替ニ關係アル事  
事項ニ關シ隨時調査シタルモノヲ  
執務上ノ參考ニ供スルガ爲印刷セ  
ルモノナリ

第一、爲替管理ノ經過

本年二月末ヨリベルギーノ經濟的危機ハ急激ナ速度ヲ進展シ來ツタガ與論ハ依然トシテ金本位擁護ニ傾イテ居タ、其ノ理由ハ  
一、此ノ前ノ切下ノ弊害ヲ世人ガ記憶シテ居ルコト  
二、切下ヲナセバ中流階級ノ貯蓄ヲ失ハシメル虞アルコト  
三、ベルギー輸出貿易ノ萎縮ハ、ベルガ貨ノ過大評價ニ基クト云フヨリ寧ロフランスノ輸入制限強化ニ基クトノ議論デアル  
之ニ對シ金本位離脱論モ次第ニ勢力ヲ得來リ、工業ノ衰頹、銀行ノ疲弊、私人ノ債務ノ過大負擔等ニ鑑ミ、一ポンド三十五ベルガヨリ二十八ベルガニ切下グベシトノ説ガ行ハレルニ至ツタ  
チユーニス首相ハベルガニ對スル援助ヲ求ムル爲、三月中旬パリニ赴キ關稅及借款ニ關スル交渉ヲ開始シタガ、フランスガ直ニ應ジナイコトガ明カトナルヤ事情更ニ險惡トナリ、大陸ノ弱氣筋ノ攻撃モ加ハツタ爲十四、十五兩日ベルガハ急落シ、三ヶ月限り七〇サンチームノ割引トナリ國外へ



Handwritten Japanese text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is dense and covers most of the right page.

ノ資本逃避モ相當ノ量ニ上ツタ

三月十八日ニ至リ信用恢復ノタメ及投機抑制ノ目的ヨリ、爲替及金銀ノ賣買ノ管理統制ノ勅令ガ發布實施セラレタ、之ニヨリ金ノ輸出入ハベルギー国立銀行ノ手ニ集中シ、中央爲替局及国立銀行ハ凡テノ爲替賣買ヲ管理シ且爲替ノ購買ハ商品及勞役ノ輸入ノ爲ニノミ許可スルコトトナツタノデベルギーハ完全ニ金本位制ヨリ離脱スルコトトナツタ

ベルギーノ此危機ハ突然ニ現ハレタヤウニ見エルガ、其ノ根ザス所ハ深ク次篤々ニ發展シタモノデアアル、直接ノ動機ハ成程中旬ノ資本逃避ニアアルガ、原因ニハ種々アル、国立銀行ノ金保有高ハ三月中旬ニ二十四億八千六百萬フランデ紙幣流通高ニ對スル準備率ハ六八・三%デアアルカラ通貨技術上本分ノ餘裕アルニ拘ラズ、爲替管理ヲ斷行シタノハ根本的ニ經濟的、金融的ノ弱點ヲ包藏シ、金ブロッケ中ノ弱環ノ一デアツタ爲デアアル、以下コノ原因ヲ擧ゲレバ

(一) 歐洲大戦ノ創夷ノ大ナルコト



フランス、オランダモ創夷ハ大デアツタガ、戦後相當充分ナ資力ヲ蓄積シタ後不況時代ニ入ツタノデアルガ、ベルギーハサウデハナカツタ

(二) 外國貿易ノ不振  
ベルギーハ土地狭クシテ人口多ク、工業ガ主要産業デアルカラ生産品ノ六割ハ輸出サレル現状デアル、(一平方哩當リノ人口ハベルギー六一九人、オランダ六一一人、英國五〇五人、日本内地四三三人デアル) 此ノ輸出貿易ヘノ依存ノ大ナルコトハ危機ニ重大ナ關係ヲ有スル事柄デアル輸入ハ原料品及半製品ヲ主トスルガ輸出ハ鐵鋼、織物、硝子、糸、機械等ノ完成品ガ主トシテ全額ノ半分以上ヲ占メテ居ルガ、危機前ハベルギーハ國際收支上債權國デアリ商品ノ入超(輸出商品ノ十分ノ一二當ル)ハ船舶輸送其外勞役收入、對外投資ノ收入等ニヨリカバーシテキタノデアアルガ完成品ノ輸出額ハ近年頓ニ減少シ、貨幣價值低落國ガ昨年中金額數量共ニ貿易ノ著シイ改善ヲ示シタコトト對照ヲ爲シテ居ル

スターリング・ブロック諸國ガ金本位ヲ離脱シ殊ニ一月以來ポンドガ急



激ニ下シタ際ニ於テ、又イギリスノ鋼鐵關稅引上ノ脅威アル際ニ於テ  
 政府ハ容易ニ社會黨ノ主張ヲ抑ヘデフレージョン政策ニヨリ賃金ヲ引下  
 グ又輸入自由政策ヲトルコトヲ得タ、ベルギーハフランスノ如ク輸入制  
 限ヲ割断ヲ強行セズ、又關稅モ最モ低イ國ノ一デアアルガ、他國ノ輸入制  
 限ニ對抗シテ輸入制限ヲ行フコトハ出來ナイ事情ニアルトイフノハ輸入  
 品ハ産出ニ絶對ニ必要デアリ輸入制限ヲナセバ、賃金引下ヲ激化セシメ  
 且從來ノ貿易量モ維持シ得ナクナルカラデアアル  
 賃金引下ト輸入自由政策トニヨリベルギーハ商品輸出ト之ニ必要ナ商品  
 輸入トヲ維持シテキタノデアアルガ左表ノ如ク商品ノ輸出入量激減ハ顯著  
 トナルニ至ッタ  
 ベルギー・ルクセンブルグ商品輸出入（單位 百萬ベルギーフラン）

月平均	輸入	輸出	差額
1929	2961	2649	-312
1930	2531	2172	-409
1931	1979	1922	-57
1932	1547	1234	-113

（輸入ー輸出十）



1933 1233 1173 1 60  
 1934 1169 1143 1 26  
 同一月 1229 1191 1 38  
 1935一月 1066 1174 1128

輸出貿易ノ不振ハ國內工業ニ大打撃ヲ與ヘ且失業者數モ増加シタ  
 工業生産指數ハ一九二八年ヲ基準トスルト一九二九年(一〇一、二)一九三  
 三年(七一、七一)一九三四年(十一月迄ノ平均)(六七、〇)デアル  
 賃金引下ノ物價ニ及ボス影響ハ豫期サレタ程ニハアラハレナカッタ、生  
 活費ハ如何ナル金ブロッツク諸國ヨリモ減少シテ居ルガ、ソレデモ卸  
 賣物價ノ低調ニ比スベクモナイ此ノ事情ハ次ノ表ニ明カデア

1933	1233	1173	1	60
1934	1169	1143	1	26
同一月	1229	1191	1	38
1935一月	1066	1174		1128

(三) 産業界ノ沈滞

輸出貿易ノ不振ハ國內工業ニ大打撃ヲ與ヘ且失業者數モ増加シタ  
 工業生産指數ハ一九二八年ヲ基準トスルト一九二九年(一〇一、二)一九三  
 三年(七一、七一)一九三四年(十一月迄ノ平均)(六七、〇)デアル  
 賃金引下ノ物價ニ及ボス影響ハ豫期サレタ程ニハアラハレナカッタ、生  
 活費ハ如何ナル金ブロッツク諸國ヨリモ減少シテ居ルガ、ソレデモ卸  
 賣物價ノ低調ニ比スベクモナイ此ノ事情ハ次ノ表ニ明カデア

卸賣物價	小賣物價	紙幣發行高	失業者月平均	工業生産	
1914年4月=100	1914年4月=100	百萬法(年末)	(不完全失業者含ム)	1928年=100	
1929年	851	876	13,425	27,293	101.1
1930	744	876	16,419	74,168	89.8







(一) 他ノ金ブロツク諸國モ制限付金本位制ニ移ル可能性ヲ與ヘタコト、ドイツ再軍備ガフランスヲシテ金本位ヲ拋棄セシムル可能性ヲ與ヘタコトモ同時ニ注目スベキデアル

(二) 投機的ニ資本逃避ヲ防止シ得ルガ、ポンドノ下落ニ依ル貿易産業上ノ壓迫ハ防ズ得ナイカラ未ダ究極的ノ解決策トハ云ヘナイ

### 第二、爲替管理ニ關スル法令

一九三五年三月十八日付官報ヲ以テベルギー政府ハ外國爲替取引及支拂ノ管理ニ關スル二個ノ勅令ヲ公布シタ

(一) ベルギー爲替管理令(一九三五年三月十八日勅令)

第一條 中央爲替局ハ爲替取引其他ベルギー・ルクセンブルグ經濟同盟ト外國トノ間ニ於ケル凡テノ支拂方法ヲ管理ス

第二條 爲替ノ現物若ハ先物ノ買入ハベルギー・ルクセンブルグ經濟同盟内ニ輸入セラレタル商品ニ對スル支拂ノ爲又ハ海上運送料、保険料其他ノ輸送費用ノ爲ニナスノ外之ヲ禁止ス



第三條 爲替賣買ハベルギー國立銀行、中央爲替局及同局ノ指定セル者ヲ  
除クノ外之ヲ行フコトヲ得ズ

第四條 爲替賣買ヲ行フ事ヲ許可セラレタル者ハ第二條ニ定ムル取引ニ必  
要ナル組合ノ外爲替ノ現物又ハ先物ノ賣却ヲナスコトヲ得ズ

爲替ノ生物取引ハ商品ガ三箇月以内ニベルギー・ルクセンブルグ經濟同  
盟領域内ニ事實輸入セララルル場合ノ外之ヲ許可セズ

爲替ニ對スル申請ハ關係人ノ署名アル書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要シ、  
第二條第一段ニ定ムル場合ニ於テハ證明ノ爲取引關係書類ノ原本ヲモ添  
付スルヲ要ス、之等ノ書類ハ其ノ都度爲替賣却者ノ承認ヲ求ムベシ

第五條 中央爲替局ノ指定セル者ハ同局ノ定ムル形式ニ從ヒタル裏帳ヲ備  
ヘ且其ノ實行セル各取引ヲ餘白、空欄ヲ設クルコトヲク毎日之ニ記入ス  
ベシ

中央爲替局ノ定ムル形式ニ從ヒ各裏帳ノ寫一通ヲ作成シ、其ノ眞實ナル  
コトヲ證シタル後中央爲替局ニ毎日之ヲ送付スベシ



Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and the angle of the page.

爲替取引ニ關スル通信及書類ハ各別ニ之ヲ保存スルヲ要ス

第六條 ベルギー・ルクセンブルグ經濟同盟領域外ニ對スル商品、有價證券、株券若ハ現金ノ送付又ハ輸送ニシテ其ノ對價ガ、經濟同盟領域内ニ對スルベルガ又ハ外貨ノ送金ノ爲ニスルニ非ザルモノハ之ヲ禁止ス

中央爲替局ハ右實施、取締ノ形式及支拂ノ行ハルベキ期間ヲ定ム

第七條 金地金若ハ金貨ノ輸出入ハ、ベルギー・國立銀行ノミ之ヲ爲スコトヲ得

ベルギー・ルクセンブルグ經濟同盟ノ領域内ニ於テ金地金若ハ金貨ノ賣買ヲ行フニハベルギー・國立銀行ノ許可ヲ要ス

第八條 銀行又ハ個人ノ許ニ開カレタルベルガ勘定ノ名義人ハ其ノ住所ノベルギー・ルクセンブルグ經濟同盟内ニ在ルト否トヲ問ハズ、中央爲替局ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除ク外、外國ニ於テ處分スル爲ニ小切手ヲ振

出シ又ハ其ノ資産ヲ同經濟同盟領域外居住者ノ處分ニ委ヌルコトヲ得ズ

ベルギー・ルクセンブルグ經濟同盟内ニアル外貨勘定ノ處分ハ當該勘定

九



義人が一九三五年三月一日以前ニ締結セル商事債務ノ支拂ノ爲又ハベ  
ルガニ換算スル爲ノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ  
何人モ中央爲替局ノ許可ヲ得タル場合ノ外、如何ナル形式ニ依ルモベル  
ギー・ルクセンブルグ經濟同盟領域外ノ居住者ニ對シテ貸付ヲナスコト  
ヲ得ズ

第九條 中央爲替局ハ自ラ又ハ國立銀行ノ申請ニ從ヒ、其ノ受理シタル申  
告及書類ノ眞實ナリヤ否ヲ検査シ且爲替ノ状態ヲ知ランガ爲、何時ニテ  
モ必要ナル調査ヲナスコトヲ得

右調査ニ當リテハ職業上ノ秘密ヲ保ツベシ、但刑事訴訟法第二十九條ノ  
場合ハ此限ニ非ズ

第十條 本勅令ハベルギー領コンゴー及ベルギー委任統治領ニモ之ヲ適用  
ス

第十一條 本勅令ハベルギー・ルクセンブルグ經濟同盟ト左記諸國トノ間  
ニ現ニ定施セララルル清算協定ニ基キ清算ニヨリテ決算ノ行ハルル商品ノ



支拂ニハ之ヲ適用セズ

ドイツ、チリ、ギリシヤ、ハンガリー、ルーマニヤ、トルコ、ユーゴ  
ー斯拉ヴィヤ、

第十二條 本令ノ規定又ハ本令實施ニ關スル規定ニ對スル違反ニ付テハ七  
日以上一年以下ノ禁錮ト二百フラン以上十萬フラン以下ノ罰金ヲ併科シ  
又ハ兩者ノ中ノ一ノミヲ以テ處斷ス

累犯ノ場合ハ刑ヲ倍加シ且禁錮刑ヲ科スルモノトス  
本條ニ定ムル罰金ハ小數以下ヲ計算セズ

一八八八年五月三十一日ノ法律第九條ハ之ヲ適用セズ

第十三條 前條ニ定ムル刑罰實施ノ爲ノ手續ハ大藏大臣ノ請求ニ基キテ之  
ヲ行フ

關稅並ニ消費稅ニ關スル法規中調書ノ作成、證據方法、訴追ノ形式及和  
解權ニ關スルモノ並ニ刑法第一卷第七章ノ規定ハ本勅令ノ違反行爲ニ之  
ヲ適用ス



直接税、關稅、消費稅等ノ財務行政及國庫ニ關係アル官吏並ニ使用人ト中央爲替局ノ代表トハ前條ノ規定ニ基キ處斷セラルル違反行爲ニ付キテノミ捜査及證據蒐集ノ權限ヲ有ス、警察官ハ凡テ刑事訴訟法ニ基キ捜査及證據蒐集ノ權限ヲ有ス

第十四條 本令ハ官報ニ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
大藏大臣ハ本令ノ施行ヲ擔當ス

○(二)中央爲替局設置ニ關スル一九三三年三月十八日勅令

第一條 法人格アル中央爲替局ヲ設置ス、本部ヲブラツセルニ置ク

第二條 中央爲替局ハ有價證券、商品及金銀塊ノ輸出入取締ニ關スル一九三五年三月十八日付勅令ノ規定ノ實施ヲ監督スルノ權限ヲ有ス

第三條 中央爲替局ハ其ノ定ムル條件ニ依リ爲替ノ賣買ヲ爲シ得ル者ヲ認可ス

右認可ハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得

第四條 ベルギー・ルクセンブルグ經濟同盟ヨリ外國ヘノ、又ハ外國ヨリ



各同盟へノ資金又ハ有價證券ノ送付ハ、其ノ動機及手段ノ如何ニ拘ラズ  
凡テ中央爲替局ノ管理下ニ置ク、中央爲替局ハ大蔵大臣及遞信大臣ト協  
議ノ後右管理ノ爲必要ト認ムル處置ヲ爲ス

第五條 中央爲替局ハ爲替其ノ他ベルギー・ルクセンブルグ同盟域外ニ對  
スル支拂ノ爲凡ユル媒介物ノ賣買ヲ爲シ得

第六條 中央爲替局ハ國家ノ保證ノ下ニ行爲ス

第七條 中央爲替局ノ機能ハ業務執行委員會之ヲ行フ、其ノ構成員左ノ如  
シ

ベルギー 國立銀行副總裁    ボール・ヴァン・ゼーランド  
國庫及公債局長                    ワーランド

貯金及年金局名譽局長            デルーヴァー

第八條 本勅令ハ官報ニ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大蔵大臣ハ本令ノ施行ヲ擔當ス



第三、平價切下ノ經過

爲管理ヲ急遽採用シテモ充分ニ信用ヲ恢復シ得ナカッタノデ三月十九日  
チユニス内閣ハ瓦解シタ、總辭職ノ理由ニ付テハ種々ノ憶測ガアルガ結局

(一)ベルガ省防衛ノ失敗、之ニ對スル反對黨ノ攻撃

(二)フラン政府トノ交渉ノ失敗、即チ通商上ノ特權ノ獲得及借換ヲ爲スニ成  
功シナカッタコト

(三)チユニス内閣ハ最近僅カ七票ノ差テ下院ノ信任ヲ得タニスギズ、下院ノ  
第二黨タル社會黨ガ現内閣ハ特權階級ノ代辯ナリトシテ反對シテ居ルコ  
ト

政府ガ切下等ヲ爲スニハ一應國民ノ支持アリヤ否ヲ問フ必要ガアツタコ  
ト等

二十五日ニ至リ前國立銀行副總裁ヴアン・ゼーランドハ舉國一致内閣ヲ組  
織シタガ之ニハカトリック黨六名(同系ノ首相ヲ含ム)、自由黨四名、社  
會黨五名ガ加入シタ、新内閣ハベルガヲ金平價ニ維持スルトノ嚙ヲ流布ス



ル目的ヲ以テ聲明ヲ發表シタガ、外國爲替ハ翌日二一 $\frac{1}{8}$ ヨリ一 $\frac{1}{4}$ ベルガモ  
低落スル狀況デアツタ  
之ハ自由黨ガベルガノ金平價ヲ維持セムトスルニ對シ、社會黨内テハ意見  
對立ヲミテキタ事モ一因デアアル  
新内閣ハ月末ニ至リ最後ノ決斷ヲ下シ三月二十九日ヨリ三日間株式取引所  
ノ閉鎖ヲ命ジ又二十九日議會ニ、ベルガ切下案金本位ノ一時停止案金融經  
濟上ノ包括的改革案ヲ上程シ採擇サルルニ至ツタ、以下其ノ政策ノ大要ヲ  
述ベルト

(一) 貨幣政策ノ大要

(1) 金本位ノ一時停止  
ベルガヲ舊平價ノ七〇一七五%ノ限度内ニ引下ゲ  
ルコト、當分ノ間七二%ニ釘付サル(ベルガノ舊純分ハ〇・二〇九二一  
一瓦、新純分ハ〇・一五〇六三二瓦デアアル、新平價ニ於テハ一圓 $\parallel$ 四九  
七九〇ニベルガ、一磅 $\parallel$ 四八六二一二一ニベルガ、一ベルガ $\parallel$ 一六九五〇  
ニセントデアアル)



Handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.

- (2) 国立銀行ガ法令ノ定ムル價額デ金ヲ賣ルノ義務ヲ停止スルコト
- (3) ベルガノ切下ニヨリ国立銀行ノ金持高ヲ二割五分引下ノレベルデ再評價スルコト

- (4) 爲替平衡資金ノ設定 国立銀行ノ金持高再評價ニ基ク差益金ヲ其ノ一部ニ充當スルコト

- (5) 政府ニ一年間通貨獨裁權ヲ與ヘルコト
- (6) 右法令ハ四月一日ヨリ施行スルコト

(二) 金融政策ノ大要

二八%ノ平價切下及爲替平衡資金ノ設定ニヨリ通貨ノ安定ヲ圖ルト共ニ銀行ニ對スル公衆ノ信用ヲ恢復シ又政府ノ銀行ニ對スル統制力ヲ強化スル必要ガアツタ、其ノ爲案出セル方策ハ

- (1) 銀行預金ノ喪失及不安定ヨリ生ズル公衆ノ損害ニ對シテ保護スル爲政府ガ預金ノ保證ヲ爲スコト

- (2) 再割引及保證ノ爲国立銀行ヲ創設スルコト、之ガ資本ハ諸銀行ガ供給ヲ爲



ス、必要アル場合銀行及生産者ノ一時的救済ヲ爲ス機關デア  
(3) 不動産金融ニ關スル中央銀行ヲ設置スルコト、究極的ニハ不動産抵當  
貸付利子ノ引下ヲナス爲デア  
(4) 銀行制度ヲ政府ノ管理下ニ置クコト、商業銀行ニハ適當ナ法律上ノ地  
位ヲ與ヘルガ其ノ資本預金負債ノ相互關係ニ付テハ規定ヲ設ケル  
個人ノクレデイツト申込ハ依然トシテ銀行ガ考慮スルガ政府ハ政策上  
ノ指針ヲ與ヘ且拒否權ヲ行使シウル

(三) 一般的經濟建直案ノ大要

- (1) 特惠關稅ノ採用
- (2) ロシヤ政府ノ承認ト通商關係ノ恢復
- (3) 租稅ノ一般的輕減
- (4) 大規模ノ國民ノ債務ノ借換ニ對スル前提トシテ利子歩合ノ引下ヲ爲ス  
コト
- (5) 平價切下ニ依ル社會的配分狀態ノ動搖ニ鑑ミ、個人所得ト購買力トノ



調整ヲ爲スコト

(6) 不営ナル投機防止ノ爲株式取引ノ嚴重ナル監督ヲ爲スコト

(7) 工業ノ採算ヲ有利ナラシムル爲卸賣物價ノ引上ヲ爲シ、必要アレバ小賣物價モ統制スルコト

(8) 失業救済ノ爲公共事業ヲ起スコト

新政府ハ統制經濟政策ヲ考慮中デアルト傳ヘラレタガ之ハ單ナル推測ニ過ギズ

首相ガ學說ニ囚ハルルコトナク實際的ノ計畫ヲ立テ、社會黨モ自己ノ主張ヲ棄テテ之ニ贊成シタノデアアル、政府ハ輸出工業及銀行ニ對シテ統制ヲ行フガ前政府ガデフレーション政策ノ下ニ強制的生産者協定ヲ施行シタノニ比スレバ寧ろ個人ノ生産ノ自由ニ對スル脅威ハ少イト云ハネバナラヌ

然ラバ平價切下其ノ他ノ諸政策ハ如何ナル效果ヲ有スルデアラウカ

(一) 應急的效果トシテ強壯劑ノ效果ヲ有シタコトハ明ラカデアアル、ベルガハ新スターリングレートタル二八ベルガニ落付キ、先物モ少シノプレミア



ム付デアリ、反ツテオランダノギルダ―及スイスフランノ方へ相場下向ノ傾向ガ移ツテ居ツタ、主トシテギルダ―ノ不安ヨリシテ資本ノ還流ガ始マリ第一週ニ於テ二十億白貨フラン（一千四百萬ポンド）ニ上ツタ、若シ此ノ還流ガ繼續スルナラバ過去二年間ノ有害ナル信用收縮モ次第ニ消滅スルデアラウ

(二) 眞ノ效果ハ物價及賃金ノ將來ノ動向ニアル

輸入原料品ノ卸賣物價ハ切下ニヨリ直ニ影響ヲ受ケルデアラウガ、四月始ニ於テハ最高二五%ヲ超エタモノハナイ、小賣物價及生活費ハアマリ影響ヲ受ケズ一〇%ノ騰貴ヲ示シタモノモアルガ、一般的ニハ切下前ノ價格ヲ維持シテ居ル、要スルニ價格ガ低落ノ途ニアツタ爲切下ガ一先ツ低落ヲ追越ス必要ガアリ、従ツテ急激ナル價格ノ騰貴ハ起ラナイノデア

ル  
賃金ニ付テハ相當困難ナ問題ヲ惹起スル可能性ガアル、即チ實質上ノ賃金ガ昨年約八%下落ヲ示シテ居ルガ、又鐵夫ノ賃金ノ引下ハ略「切下」



(三) 對外的影響

ト時ヲ同ジウシテ四月始ヨリ施行セラルルコトトナツテ居ルカラ此間ノ調整ヲ如何ニスベキカノ問題ヲ生ズル

首相ハ二八%ノ切下ハベルガ購買力ト外國通貨ノ夫トノ均衡ヲ恢復スルニ必要デアルト言明サレタガ(二五%ノ切下ガ主張サレテ居タガ大事ヲトツテ更ニ三%増シタト報ゼラル)現在ノ物價及賃金ノレベルニ於テハ新爲替相場ノベルガハ、フランスフラン、オランダフローリンニ對シテハ可成ノ過少評價デアルガ、スターリングニ對シテハ僅カシカ過少評價サレテ居ナイ、右ノ不均衡ガ除去セラルルカ否カハベルギーノ物價及賃金ノ將來ト、ブラツセル相場ヲ支配シテ居ルバリーノスターリング相場ノ將來トニカカツテ居ルノデアアル

第四、金約款ノ廢棄

ベルギー政府ハ四月十一日ニ至リ勅令ヲ發シ、國內ニ於ケル契約ノ金又ハ外貨拂ノ約款ヲ廢棄スルニ至ツタ

Handwritten text in Japanese, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side of the page.



- 一、主トシテ適用ガアルノハ低當付債務及或種ノ借地權ニシテ數年前ニ金約款又ハ之ニ代ルベキモノガ挿入サレタ場合デアアル
  - 二、保險上ノ請求權及一時拂請求權ニ付テハ特別ノ立法ガ爲サレタ
  - 三、政府ノ公債及州自治体及コンゴノ公債ニハ本令ノ適用ハナイ
  - 四、外國ニ於ケル支拂ニハ本令ノ適用ガナイ、即チベルギー國又ハベルギー會社ノ爲ニ外國デ發行サレタ公債ノ支拂及商業上ノ契約ニシテ、ベルギー市民又ハ會社ガ外貨デ支拂フベキモノニハ本令ノ影響ガナイ
- 政府ノ企圖シタ所ハ結局ベルギー債權者ニ對スルベルギー債務者ノ負擔ガデフレーション政策ニヨリカナリ重カッタ處へ、平價切下ニヨリ更ニ重大且不正トナリ、到底從來契約ヨリ享受シテキタ利益ヲ得ル能ハザルニ至ツタコトカラ救済セントスルニアル
- 尙注意スベキコトガ二ツアル
- 一、米國大統領ガ米國ニ於ケル金約款廢棄ヲ宣シテ以來ベルギー國モ其ノ米弗債務中ノ金約款ヲ遵守シテ居ナイコト



Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is dense and covers most of the page area.

ニ、エスタンピーユ公債ハ佛貨フラン約款ヲ有シ、現在ノレートタル一ドル  
二九、五〇フランノ代リニ三五、五〇フランデ支拂フコトトナツテ居ル  
ガ、今年中ハ「フランクローズ」デ支拂ハレルトシテモ以後ハ再考ノ餘  
地ヲ殘スデアラウ



113

MAY 28 1935

大臣

*[Handwritten signature]*

昭和十年五月二十八日

經濟情報第二卷第七號

米國政府新產銀買上價格引上ノ經過

外國爲替管理部

*[Faint, mostly illegible vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page]*